

防犯カメラ、録音装置及びドライブレコーダーの管理に関する要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）の施設に設置した防犯カメラ及び録音装置並びに企業団の公用車に設置したドライブレコーダー（以下「防犯カメラ等」という。）により記録された映像及び音声（以下「映像等」という。）の管理方法を定めることにより、防犯カメラ等の適正な運用を図ることを目的とする。

（防犯カメラ等の概要）

第 2 条 企業団の施設における犯罪を防止し、安全な水の安定的な供給を確保し、又は施設における安全を確保することを目的として、別表 1 のとおり防犯カメラを設置する。

2 企業団において、職員に対する不当な要求・圧力を排除・抑止するとともに犯罪を防止し、業務の公正かつ適正な執行を確保することを目的として、別表 2 のとおり、録音装置及び受話器に接続する通話録音装置（以下「録音装置」という。）を設置する。

3 企業団の公用車ででの交通事故発生時における適切かつ円滑な事故処理に資することを目的として、別表 3 のとおり、公用車にドライブレコーダーを設置する。

（管理責任者）

第 3 条 所属（大阪広域水道企業団処務規程（平成 23 年大阪広域水道企業団管理規程第 4 号）第 1 条各項に規定する課及び同規程第 2 条第 1 項に規定する出先機関をいう。以下同じ。）における防犯カメラ等により記録された映像等の適正な管理を図るため、所属に管理責任者を置き、所属の長（以下「所属長」という。）の職にある者をもって充てる。

2 管理責任者は、防犯カメラ等により記録された映像等から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。管理責任者でなくなった後においても同様とする。

3 管理責任者は、必要に応じ、防犯カメラ等により記録された映像等を視聴した職員への指導を徹底するなど、防犯カメラ等により収集された個人情報の保護に努めるものとする。

4 管理責任者は、防犯カメラ等の運用に関する業務を委託するときは、この要綱に基づく責務を委託を受けたものに遵守させなければならない。

5 管理責任者は、防犯カメラ等が設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示する。

(事務取扱者)

第4条 管理責任者は、防犯カメラ等に記録される個人情報に適正に取り扱うため、別表4のとおり職員の中から管理事務取扱者（以下「事務取扱者」という。）を指定する。

2 事務取扱者は、映像等の記録機器（以下「記録機器」という。）の操作及び映像等を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）の管理を行うものとする。

3 事務取扱者は、管理責任者の指示を受け、防犯カメラ等の適正な取扱いに努めなければならない。

4 事務取扱者は、防犯カメラ等により記録された映像等から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。事務取扱者でなくなった後においても同様とする。

(記録機器等の管理)

第5条 管理責任者は、記録機器及び記録媒体を、次に定めるところにより管理するものとする。

(1) 事務取扱者及び管理責任者の指定する者以外の者に防犯カメラ等により収集された個人情報の取扱いを行わせないこと。

(2) 記録媒体に記録された映像等の加工、不必要な視聴及び複製並びに保管場所からの持出しを禁止すること。

(3) 記録媒体は、施錠のできる保管庫等に保管するなど、盗難及び散逸の防止を図ること。

(4) 記録媒体に記録された映像等の保管期間は収集した日から1か月程度までとし、当該保管期間を経過した後は、確実な方法により、速やかに映像等を消去すること。ただし、収集の目的を達成するために必要な場合、法令等に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合はこの限りでない。

(5) 記録機器及び記録媒体の目的外利用、改ざん、外部流出等の防止のために必要な措置を講ずること。

(6) 記録機器の設置場所以外の場所への持出しを禁止すること。ただし、保守点検その他のやむを得ない理由により、管理責任者が許可した場合はこの限りでない。

(7) 防犯カメラ等を廃棄する際には、記録媒体の破砕等の処理を確実に行うなど、個人情報の流出を防ぐ措置を確実に講ずること。

(第三者提供)

第6条 管理責任者は、次のいずれかに該当する場合を除き、映像等及び記録媒体を外部に提供してはならない。ただし、送水管理センターの管理責任者は、次のいずれかに該当する場合であっても、防犯カメラにより記録された映像等及び記録媒体を外部に提供してはならない。

- (1) 映像等から識別される特定の個人の同意がある場合
- (2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に基づき、捜査機関等に情報提供等を行う場合（ただし、捜査機関等が映像等及び記録媒体の提出を求める場合は文書によるものとする。）
- (3) 前号に掲げるもののほか、法令の規定に基づき、情報提供を求められた場合
- (4) ドライブレコーダーによる記録について、交通事故の状況及び原因を明らかにするため、捜査機関等又は保険会社に情報提供をする場合
- (5) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合

2 前項の規定により映像等及び記録媒体を外部に提供するときは、必要最小限の範囲に留めるとともに、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) データを適正に管理すること。
- (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
- (3) 目的を達成したとき又は目的が達成されることが判明したときは、速やかにデータの消去、記録媒体の返却又は破砕等必要な処理を行うこと。

（職員の義務）

第7条 防犯カメラ等により記録された映像等を視聴した職員は、映像等から知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラ等により記録された映像等の管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月3日から施行する。

別表 1

防犯カメラを管理する所属 (※1)	設置する施設	設置箇所・台数	録画時間
村野浄水場	村野浄水場	平面系 15 台	常時
		階層系 8 台	
		排水処理系 7 台	
	磯島取水場	場内 4 台	常時
		取水口監視用 2 台	常時
庭窪浄水場	庭窪浄水場	構内 21 台	常時
	三島浄水場	構内 14 台	常時
	万博公園浄水施設	構内 11 台	常時
	一津屋取水場	構内 8 台	常時
北部水道事業所	小野原ポンプ場	構内 11 台	常時
		電気棟 1 台	常時
	郡家ポンプ場	構内 9 台	常時
		ポンプ棟 1 台	常時
	高槻ポンプ場	構内 12 台	常時
		ポンプ棟 1 台 門正面 1 台	常時
	奈佐原浄水池	構内 9 台	常時
	北部第 1 (彩都) ポンプ場	構内 5 台	常時
	北部第 2 (佐保) ポンプ場	構内 6 台	常時
	北部第 3 (泉原) ポンプ場	構内 3 台	常時
	多留見浄水池	構内 4 台	常時
	北部第 4 (野間口) ポンプ場	構内 4 台	常時
野間峠サージタンク	構内 6 台	常時	
東部水道事業所	四条堰ポンプ場	構内 8 台	常時
		ポンプ棟 1 台 浄水池 1 台	常時
		枚岡ポンプ場	構内 15 台 電気棟 1 台 南西 1 台
	藤井寺ポンプ場	構内 9 台	常時
		門正面 1 台	常時
	八尾ポンプ場	構内 10 台	常時
		門正面 1 台 ポンプ棟 2 台	常時
	生駒無線中継所	構内 5 台	常時
	東部水道事業所 (※2)	正門 (南側) 1 台 通用門 (北側) 1 台 エントランス① (1F 会議室入口扉エント ランス側) 1 台 エントランス② (1F 給湯室入口) 1 台	常時
	南部水道事業所	美陵ポンプ場	構内 7 台
ポンプ棟 1 台 門正面 1 台			常時
富田林ポンプ場			構内 7 台 ポンプ棟 1 台 門正面 1 台
狭山ポンプ場		構内 9 台	常時
		ポンプ棟 1 台	常時
東除ポンプ場		北東 1 台 南東 1 台 南西 1 台	常時

		北西 1台 北 1台	
	岸和田ポンプ場	構内 5台	常時
	泉佐野ポンプ場	構内 8台 ポンプ棟 1台	常時
	泉大津ポンプ場	構内 5台 ポンプ棟 1台 門正面 1台	常時
	泉北浄水池	構内 12台	常時
	泉南浄水池	構内 6台	常時
四條堰水道センター	四條堰水道センター	構内 3台 正門 1台 東門 1台	常時
太子水道センター	板屋橋浄水場	場内 1台	常時
千早赤阪水道センター	千早浄水場	構内 4台	常時
	岩井谷浄水場	構内 4台	常時
	上東阪配水池	構内 3台	常時
	川野辺受水場	構内 2台	常時

※1 浄水施設、北部系送水施設（北部第1～4ポンプ場、多留見浄水池、野間峠サージタンク）及び※2で設置されたものを除く各カメラの映像の一部は、送水管理センターでも管理する。

別表2

録音装置を管理する所属	設置箇所・台数	録音時間
本部各課	執務室 19台	必要な場合のみ
村野浄水場	執務室 10台	
庭窪浄水場	執務室 12台	
送水管理センター	執務室 2台	
北部水道事業所	執務室 6台	
東部水道事業所	執務室 7台	
南部水道事業所	執務室 6台	
水質管理センター	執務室 3台	
四條堰水道センター	執務室 2台	
太子水道センター	執務室 1台	

別表3

ドライブレコーダーを管理する所属	設置台数	録画時間
村野浄水場	8台	公用車運転時のみ
庭窪浄水場	9台	
送水管理センター	2台	

北部水道事業所	11 台	
東部水道事業所	14 台	
南部水道事業所	18 台	
水質管理センター	5 台	
太子水道センター	6 台	
千早赤阪水道センター	1 台	

別表 4

防犯カメラ等を管理する所属		事務取扱者
防犯カメラ	村野浄水場	総務課長
	庭窪浄水場	総務課長
	送水管理センター	送配水運用課長
	北部水道事業所	送水課長
	東部水道事業所	企画業務課長、送水課長
	南部水道事業所	送水課長
	四條畷水道センター	〇〇長
	太子水道センター	〇〇長
	千早赤阪水道センター	〇〇長
録音装置	本部各課	総務グループ長 人事グループ長 企画グループ長 財務グループ長 連携グループ長 計画・危機管理グループ長 水質グループ長 上水グループ長 工業用水グループ長 契約グループ長 検査グループ長 管財グループ長

	村野浄水場	総務課長
	庭窪浄水場	総務課長
	送水管理センター	調査課長
	北部水道事業所	企画業務課長
	東部水道事業所	企画業務課長
	南部水道事業所	企画業務課長 維持管理課長 送水課長 整備課長 建設室長
	水質管理センター	水質調整課長
	四條堰水道センター	〇〇長
	太子水道センター	〇〇長
ドライブレコーダー	村野浄水場	総務課長
	庭窪浄水場	総務課長
	送水管理センター	調査課長
	北部水道事業所	企画業務課長
	東部水道事業所	企画業務課長
	南部水道事業所	企画業務課長
	水質管理センター	水質調整課長
	太子水道センター	〇〇長
	千早赤阪水道センター	〇〇長